

VI 自然環境情報の利活用ルール検討について

杉村尚¹⁾・吉田剛司¹⁾・山根正伸²⁾

A Case Study of the Rule-making for Utilization of Natural Environmental data

Sho Sugimura, Tsuyoshi Yoshida & Masanobu Yamane

要約

丹沢自然環境情報ステーション (e-Tanzawa) では多様な主体が作成した自然環境情報をデータベース化し、共同プロジェクトにて共有・利活用・公開を行った。この際、データの共有のあり方や公開方法などに関して、著作権や自然環境保全上の問題点、データ作成者の権利保護などの観点から種々の問題が生じる事が想定された。本論ではその際に想定される問題点を整理し、かつ利活用するにあたって必要な規則作りの検討を行った。

1. はじめに

野生動植物の分布情報等の生物多様性に関わるデータは、行政機関のみならず研究者、博物館など研究・教育機関などから個人の愛好家まで多様な主体によって個別に収集されることが多い。従来はこうして収集されたデータは報告書、論文等の地域資料により発表・流通してきた。しかし、従来型のこうした公開資料ではデータの流通性・再利用性に問題があり、せっかくの既存情報が、必要な時に十分に生かせない状況を生んでいた。

近年、こうした不都合を解消するため、より多くの人々により、解析などに利用できる生データなども含むより多様なデータを総合的に共同プロジェクトにて管理運営するようになりつつある (Levin & Cragin, 2003)。

しかし、こうしたシステム作りにおいては、多様な権利主体のデータを共有することとなるため、情報の利活用に関するルールの設定が大きなハードルとなる。また、生物多様性に関連するような情報を共有するシステムの管理では、伝統的な科学的習慣と衝突することも多く、科学者はデータ共有に関する様々な懸念を表示することもある (Levin & Cragin, 2003)。例えば、川崎ほか (2005) は、各研究者の研究成果データの守秘問題、データ利用に関する精度保障や作成者に対する謝辞等の記載に関する規則作りの必要性を挙げている。

丹沢大山総合調査では当初からデータの共有を前提に、調査成果や関連情報を基本的にデータベース化し、e-Tanzawa などの場で調査団・県民などと情報を共有化することを意識していた。そのため、こうした問題は避けて通ることができない事が想定された。そこで本論では、本地域の生物多様性に関わるデータの更なる利活用を推進するために、様々な観点で取得された生物多様性情報を一次データから GIS 情報等として整備し、共有・解析し、かつ公開するにあたって必要な規則作りの検討を行った。

2. 検討方法について

(1) 検討すべき資料のタイプ

本論で検討されるべき資料のカテゴリーとして以下のタイプが考えられる。

- ・報告書・普及啓発資料：報告書、普及啓発用の各種パンフレットの電子ファイル、及び関連のコンテンツ
- ・情報源情報：データの利用のために必要な情報（データの作成方法、入手方法、調査精度等）をコンパクトにまとめた情報。
- ・一次データ：e-TanzawaBase のデータを元に後述の保護情報等を除き、一般公開可能にしたデータ。

このうち、報告書等は従来型のノウハウが蓄積しており、また情報源情報については地理情報・生物多様性情報などのクリアリングハウス (国土地理院, 2005; 生物多様性センター, 2005) 構築にかかわり、形式が定められている。そのため、基本的にそれらの活用することとした。一方、一次データについてはそうした基準がないにも関わらず、解析などへの利活用のためにはもっとも望まれている部分である。そのため、本ルール検討では特に一次データの取り扱いについて配慮して検討した。

(2) 検討手順・方法

これらの状況を鑑み、まず以下の基本方針をたてて生物多様性情報に関するシステム構築の経験者、自然史に関する情報収集、知的所有権などに関する有識者を招き、課題の抽出を行った (表 2)。次に、それに沿って情報活用ルール (案) を作成した。

< e-Tanzawa における情報活用の基本方針 >

1. 一次データを含み可能な限り公開する。
2. データ作成者の権利に十分に配慮する。
3. データ利用・共有に関わる関係者の負担を軽減する。

表 1. 情報ルール作成検討会の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 情報活用に関するルール作成検討会 2005年9月26日神奈川県東京事務所にて 主な議題: 課題の整理について ・第2回 情報活用に関するルール作成検討会 2005年12月16日(財)自然環境研究センターにて 主な議題: 情報活用ルール案について ● 検討委員 (敬称略, 肩書きは開催当時) 座長: 東京情報大学環境情報学科 教授 原慶太郎 厚木市郷土資料館 学芸員 梶真史 酪農学園大学 環境システム学部 教授 金子正美 横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授 佐土原聡 清和大学法律学科 教授 清水幸雄
--

1) (財)自然環境研究センター 2) 神奈川県自然環境保全センター

表 2. e-Tanzawa における情報活用基本ルール

- 基本ルール 1.**
丹沢地域の自然環境保全に関わるすべての人々が丹沢大山総合調査の成果を活用できる為に、原則として一次データを含むすべてのデータをe-Tanzawa WEB上にて広く一般に公開する。
- 基本ルール 2.**
広く一般への公開に支障のある下記に該当する内容を含むデータを保護情報に指定する。
 - ・第1種：著作権上、広く一般への公開に支障がある情報
 - ・第2種：生存する個人に関する情報であって、個人が識別され得る情報
 - ・第3種：自然環境の保全上、公開に支障のある情報
- 基本ルール 3.**
保護情報は公開が可能な範囲でe-Tanzawa WEB上にて公開する。保護情報を利用する際には、別記の手順でデータ管理者の許可を得る事とする。
- 基本ルール 4.**
データ作成者の権利として、希望するデータの公開延期措置を認める。
- 基本ルール 5.**
保護情報を含み、すべてのデータの情報源情報を作成し、公開する。

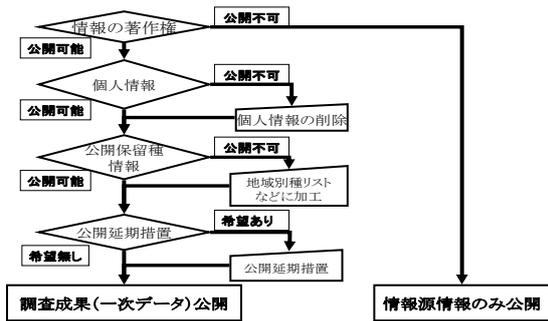


図 1. 調査成果（一次データ）の公開判定手順

次に、こうして行った情報活用ルール（案）を元に、調査団員への意見収集のためにサイトを作成し 2006 年 3 月に団員の意見を収集した。その後、丹沢大山総合調査実行委員会において調査団全体の承認をいただいた。

3. 検討結果について

上記の検討の結果、情報利活用に関わり、次の 6 つの課題があげられた。

- ・課題 1. 調査者、データ作成元の著作権の扱い
- ・課題 2. 公開を制限すべき情報の扱い
(希少種の分布情報、個人情報等)
- ・課題 3. データ作成者へのインセンティブ
- ・課題 4. データの信憑性、統一性の確保
- ・課題 5. 関係者の負担にならず、利用しやすい環境
- ・課題 6. 継続的な維持管理体制

このうち、課題 4-6 についてはシステムの運用や調査設

表 3. 調査成果（一次データ）公開時の判定基準

1. **第1種保護情報 データの著作権に関して**
 - ・丹沢・大山総合調査の成果物については原則として一次データより公開する。
 - ・他機関・個人が権利を所有するデータについては、データの権利者の意向・内部規定などに従う。前記に照らして、可能であれば一次データから公開する。
 - ・一次データを公開できないデータも含め、情報源情報についてはすべて公開する。
2. **第2種保護情報 個人情報に関して**
 - ・e-TanzawaWeb上では神奈川県内規に従い個人情報が含まれる部分を除いて公開する。
 - ・丹沢・大山総合調査内部での利用については、その必要性を管理主体が確認の上、提供する。
 - ・丹沢・大山総合調査以外の利用については、管理主体により、保護情報の承認手続きの上、承認されれば提供する。
3. **第3種保護情報 自然環境保全上の公開保留情報に関する基本方針**
 - ・分布情報の公開に危惧のある種を公開保留種に指定する。
 - ・レッドデータブック掲載種等であっても、公開可能と判断される種については一般種と同様に公開とする。
 - ・公開保留種に指定された種は以下の扱いとする。
 - ①e-TanzawaWeb上では公開可能なスケールの保全単位地区毎に、保全に留意すべき種リストとして公開する。
 - ②詳細データ利用希望者には、承認手続きの上、可能であれば公開する。
4. **一次データの公開延期措置に関して**
 - ・丹沢大山総合調査の枠組みで調査したデータについては原則として一次データから公開する。
 - ・データ作成者の権利として、論文等での使用を予定する者は該当の一次データの公開延期を申請できる。
 - ・延期期間は1年を期限とする。延長は原則一度、やむを得ない事情が存在する場合には再延長を認める。申請目的が達成された場合は、公開延期措置が解除される。

計などでカバーすべき課題とし、本情報活用ルールにより扱う項目としては課題 1-3 をとりあげた。次に基本方針に則り、これらの課題を扱うための情報活用基本ルールとして表 2 の基本ルール及び公開手順・基準を定めた。

実際の調査成果の公開・非公開等を判定は図 1 の手順で表 3 の判定基準を使用する。

4. 今後の課題について

本検討では生物多様性に関わるデータの更なる利活用を推進するために、様々な観点で取得された生物多様性情報を GIS 情報として整備し、共有・公開するにあたって必要な課題の抽出と対応する規則作りを行った。その結果、課題 1-3 については一応のルールの枠組みが作成された。しかしながら、個別の種の公開基準などの詳細は未定の部分があり、細部はさらに検討を進める必要がある。また、課題 4-6 にあげられた点など、システムの運用部分に関わる部分については本稿では検討外としたが、大切な部分である。

文 献

- 川崎昭如・鈴木 亘・朴 英眞・佐土原 聡・浦野紘平,
2005. 学際的環境研究を支援する大学内空間データ
共有システムの構築－「生物・生態環境リスクマネジ
メント」における国際的研究・情報発信拠点の形成
その1－, GIS－理論と応用, 13: 83-89.
- Levin, G. A. & M. Cragin., 2003. The Role of Information
Science in Gathering Biodiversity and Neuroscience
Data. *Bulletin of the American Society for Information
Science and Technology*, 30: 18-21.

電子文献

- 神奈川県県民部情報公開課, かながわの個人情報保護
制 度 . Online. Available from internet: [http://www.
pref.kanagawa.jp/osirase/johokokai/kojin/002.htm](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/johokokai/kojin/002.htm)
(downloaded on 2005-11-1).
- 国土地理院, 2005, 地理情報クリアリングハウス, 国土地
理院 . Online. Available from internet: [http://zgate.gsi.
go.jp/](http://zgate.gsi.go.jp/) (downloaded on 2005-10-01).
- 生物多様性センター, 2005. 生物多様性情報 CHM. 生
物多様性センター . Online. Available from internet:
<http://www.biodic.go.jp/chm/> (downloaded on
2005-10-01).